

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科における入学者の選抜は、視覚障害がある生徒に対する高等特別支援学校における教育の充実、発展を期し、公正かつ妥当な方法で次の方針に基づいて実施する。沖縄盲学校高等部専攻科教育の充実を期し、障害の種類や程度に応じ次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の沖縄県立沖縄盲学校の校長(以下「沖縄盲学校長」という。)が所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 学力検査は、学校で独自に作成した問題で実施する。

2 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年政令 第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 募集年度の3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条各号のいずれかに該当する者

3 募集定員

募集定員は、別に定める。

4 出願期間

出願期間は、県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

5 出願手続

- (1) 志願者は、次の書類を沖縄盲学校長に提出しなければならない。
 - ア 入学志願書(第1号様式)、
 - イ 住民票謄本(マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。)
 - ウ 専門医の診断書(第3号様式)
 - エ 志願先学校長が指定する調査書
 - オ 健康診断書(第2号様式)(ただし、過年度卒業者に限る。)
 - カ 確約及び証明書(第5号様式)
ただし、次の(ア)又は(イ)の者に限る。
 - (ア) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
 - (イ) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
- (2) 学校教育法施行規則150条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(前記5(1)ーア及び沖縄盲学校長が必要と認める書類を沖縄盲学校長へ提出すること。
- (3) 志願者が県外の特別支援学校高等部又は高等学校に在学している場合は、次の手続による。

県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月25日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日)までに教育長に提出し、許可を受け、以下の書類とともに志願先学校長に提出すること。

ア 許可願(第4号様式)

イ 入学志願書(第1号様式)

ウ 住民票謄本(マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。)

エ 専門医の診断書(第3号様式)

オ 志願先学校長が指定する調査書

カ 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次の(ア)又は(イ)の者に限る。

(ア) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

(イ) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

6 選抜の方法

- (1) 志願先学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- (3) 面接は、志願者全員について志願先学校長の定めるところにより実施する。

7 学力検査等の期日及び検査場

- (1) 期 日
学力検査等の期日は、教育長が別に定める。
- (2) 検査場
学力検査等の検査場は、志願先学校とする。

8 合格発表

合格発表の期日、方法等については、教育長が別に定める。

9 入学手続

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

10 その他

志願先学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の12月10日までに県教育委員会、関係機関等に送付すること。